

(証券コード9339)
2026年3月9日
(電子提供措置の開始日2026年3月4日)

株主の皆様へ

東京都千代田区九段南二丁目1番30号
株式会社コーチ・エイ
代表取締役 瀬瀬 順史

第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様におかれましては、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の決議事項につきましては、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年3月25日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類等（議決権行使書用紙を除く）の内容である情報（電子提供措置事項）は、電子提供措置の実施により当社IRウェブサイトでもご覧いただけますので、以下当社IRウェブサイトにアクセスの上、「株式情報/株主総会」を選択して、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社IRウェブサイト <https://ir.coacha.com/>



また、電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスの上、「銘柄名（会社名）」に「コーチ・エイ」又は「コード」に「9339」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご確認ください。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



敬具

記

1. 日 時 2026年3月26日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区九段南二丁目1番30号 イタリア文化会館ビル9階 当社会議室
3. 会議の目的事項

【報告事項】

1. 第25期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第25期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

【決議事項】

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、株主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。
- ◎ 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎ 当社は、法令及び定款第16条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を本招集ご通知1頁記載の各ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 - ・ 事業報告
 - ・ 会社の体制及び方針
 - （1）業務の適正を確保するための体制
 - （2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
 - ・ 連結株主資本等変動計算書
 - ・ 連結注記表
 - ・ 株主資本等変動計算書
 - ・ 個別注記表

したがいまして、本招集ご通知は、会計監査人又は監査等委員会が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した対象書類の一部であります。

- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

<事前質問について>

本株主総会におきましては、メールにて事前質問の受付をさせていただきます。
詳細は以下をご確認ください。

- ◎ ご連絡方法：

【メールアドレス】 sokai@coacha.com

【必要事項】 ①株主番号（議決権行使書用紙に記載がございます） ②お名前 ③ご住所
④ご質問（要点を簡潔にお願いいたします）

- ◎ 事前質問の受付期限：2026年3月23日（月曜日）午後5時まで
- ◎ 事前にいただいたご質問のうち、本株主総会の目的事項にかかわる内容及び株主様のご関心が高いと思われ、かつ当社が回答可能である内容について、株主総会当日に回答させていただく予定です。
- ◎ いただきましたご質問全てに回答することをお約束するものではありません。また、個別の対応はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ◎ 上記のメールアドレスは、受付期限をもって無効となります。

事業報告

(2025年 1 月 1 日から
2025年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、雇用・所得環境の改善を背景に、国内景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、物価上昇による実質賃金の伸び悩みや節約志向の高まりに加え、米国の通商政策の動向や地政学的リスクの影響もあり、景気の先行きについては依然として不透明な状況が続いております。また、国内の雇用情勢に目を向けると、有効求人倍率は高水準で推移しており、慢性的な人手不足が引き続き顕在化しております。各企業においては、このような不確実性の高い事業環境に対応するための戦略の見直しや、持続的な成長とイノベーションの実現を担うリーダー人材の育成が引き続き重要な経営課題となっております。

これらの環境のもと当社グループは、「多様な顧客ニーズへの対応」「新規顧客創出の推進」「生産性の改善による利益率向上」を主なテーマとして掲げ、積極的な投資及び営業活動を展開してまいりました。

特に、多様化した顧客ニーズに応えるため、2025年2月には「トランジションコーチング (TC)」^{*1}及び「ICT (Interactive Coach Training)」^{*2}の2つの新サービスを提供開始したほか、次世代リーダーの開発を通じて組織開発を推進するサービスである「DCD (Driving Corporate Dynamism)」を10月にリニューアルいたしました。加えて、業務効率化の推進に伴う人員配置の最適化や、生産性向上を目的としたIT投資を実施するなど、収益基盤の強化及び利益率向上に向けた取り組みを着実に進めてまいりました。

^{*1} 「トランジションコーチング (TC)」は、昇進や異動により、新しい役割に挑戦するビジネスリーダーのトランジション (変化のプロセス) に伴走する、就任直後のオンボーディング成功率向上に特化したコーチングプログラムです。

^{*2} 「ICT (Interactive Coach Training)」は、社内コミュニケーション施策の価値向上を目的とした、スキルのインプットにコーチングコミュニケーションの実践を掛け合わせたトレーニングプログラムです。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は3,501,884千円、営業利益は211,816千円、経常利益は202,135千円、親会社株主に帰属する当期純利益は98,819千円となりました。

なお、当社グループはコーチング事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。また、当連結会計年度における経営成績の分析は下記のとおりです。

(売上高)

大型案件の減少など、特に2024年12月期下期から2025年12月期上期にかけての受注状況が低調だったことを受け、売上高は3,501,884千円（前連結会計年度比3.9%減少）となりました。

(売上原価)

AIコーチングなどコーチング関連のシステム運用保守に係る業務委託費の増加や、社員還元としての賞与引当金の増加により、売上原価は1,975,903千円（前連結会計年度比1.0%増加）となりました。

(販売費及び一般管理費)

業務効率化の推進等に伴う人件費や派遣料の減少に加え、前期実施したオフィス増床に付随する備品購入が当期は発生しなかったことに伴う事務用消耗品費の減少により、販売費及び一般管理費は1,314,163千円（前連結会計年度比14.2%減少）となりました。

(営業外損益)

営業外収益は8,138千円（前連結会計年度比81.7%減少）となりました。主な内容は、普通預金から生じる受取利息3,230千円です。営業外費用は17,819千円（前連結会計年度計上なし）となりました。主な内容は、連結子会社COACH A INTERNATIONAL INC.に対するデット・エクイティ・スワップ実施等によって生じた為替差損12,081千円です。

(特別損益、親会社株主に帰属する当期純利益)

特別利益は生じませんでした。特別損失は27,870千円（前連結会計年度比419.1%増加）となりました。主な内容は、中国における市場環境変化に対応するための連結子会社COACH A Co., Ltd. (Shanghai)の合理化に伴う事業構造改善費用25,668千円です。

以上の結果、親会社株主に帰属する当期純利益は98,819千円（前連結会計年度比11.1%減少）となりました。

(2) 設備投資の状況

当社グループの当連結会計年度における設備投資の総額は、202,171千円であります。その主なものとしては、組織開発サービス提供のためのソフトウェア開発及びAIコーチングサービス開発であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はございません。

(4) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題は以下のとおりです。

① コーチ人材の育成

当社グループは、システミック・コーチング™のアプローチで、組織全体の変革を支援する対話を通じた組織開発を推進しており、そのプロジェクトは、複数のコーチで組成されるチームで進めております。そのため、当社グループが持続的に事業成長するためには、コーチ人材の採用はもちろんのこと、採用したコーチ人材がクライアントに質の高いサービスを継続的に提供できるよう、その育成が必須となります。コーチング力はもちろんのこと、プロジェクトマネジメント力強化のための専門チームが伴走することで、コーチ人材の育成を一層推進しております。

② 1人当たり生産性の向上

特に、システミック・コーチング™による組織開発ビジネスコーチング事業においては、既存顧客との関係を深耕しつつ、新規顧客の開拓と契約期間の長期化を推進し、収益の安定化を目指します。併せて、高い品質を保ったサービス提供プロセスの継続的な改善やデジタルの活用により、業務の効率化及び生産性の向上を推進しています。

③ サービス品質向上を支えるIT開発・情報セキュリティ

システミック・コーチング™では、コーチによるコーチングサービスの提供だけではなく、AIコーチングや各種アセスメントサービスを提供しております。これらにおいては、客観的データに基づくデータ提供等を行うため、ITシステムの継続的な向上はサービス品質の向上に直結するものと考えております。また、コーチングセッションでは、クライアント企業の機密情報、個人情報等、秘匿性の高い情報に触れる機会が多くなっております。昨今では、ランサムウェア等のサイバー攻撃技術が向上しており、当社グループも技術の進化に対応した情報セキュリティ投資を引き続き積極的に行ってまいります。

当社グループはこれらの事業活動を通じて、株主価値及び企業価値の最大化に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第22期 (2022年12月期)	第23期 (2023年12月期)	第24期 (2024年12月期)	第25期 (当連結会計年度) (2025年12月期)
売 上 高	3,600,607 千円	3,648,872 千円	3,642,692 千円	3,501,884 千円
経 常 利 益	517,614 千円	298,648 千円	199,671 千円	202,135 千円
親会社株主に帰属する当期純利益	418,991 千円	75,878 千円	111,115 千円	98,819 千円
1株当たり当期純利益	238.61 円	32.87 円	47.60 円	41.93 円
総 資 産	4,399,922 千円	4,305,462 千円	4,345,732 千円	4,468,489 千円
純 資 産	2,873,409 千円	2,942,024 千円	3,065,905 千円	3,178,677 千円
1株当たり純資産額	1,310.62 円	1,267.61 円	1,309.02 円	1,344.99 円

(注) 当社は2022年9月16日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
COACH A Co., Ltd. (Shanghai)	15,504千人民元	100.0%	コーチング事業
COACH A (Thailand) Co., Ltd.	3,000千タイバーツ	100.0% (1.3%)	コーチング事業
COACH A INTERNATIONAL INC.	1,500千米ドル	100.0%	純粋持株会社
COACH U, INC. (注)	100千米ドル	100.0% (100.0%)	コーチング事業
COACH A Americas, Inc. (注)	1,500千米ドル	100.0% (100.0%)	コーチング事業

(注)「当社の議決権比率」欄の()内は、間接所有する議決権の比率を内数で記載しております。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、コーチング事業を営んでおります。なお、当社グループはコーチング事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

(8) 主要な営業所

① 当社

名 称	所 在 地
株式会社コーチ・エィ	東京都千代田区

② 子会社

名 称	所 在 地
COACH A Co., Ltd. (Shanghai)	中国 上海市
COACH A (Thailand) Co., Ltd.	タイ国 バンコク市
COACH A INTERNATIONAL INC.	米国 ニューヨーク州
COACH U, INC. (注)	米国 ニューヨーク州
COACH A Americas, Inc. (注)	米国 ニューヨーク州

(注) COACH U, INC.及びCOACH A Americas, Inc.は、COACH A INTERNATIONAL INC.全額出資の子会社であります。

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
140名	21名減

(注) 従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
130名	17名減	39.9歳	7.6年

(注) 従業員数は就業人員であります。

(10) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 6,969,600株

(2) 発行済株式総数 2,366,722株

(3) 株主数 4,432名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社伊藤ホールディングス	1,156,000 株	48.91 %
伊藤 守	94,800 株	4.01 %
コーチ・エイ社員持株会	86,568 株	3.66 %
伊藤 光太郎	63,908 株	2.70 %
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	44,800 株	1.90 %
鈴木 義幸	31,077 株	1.31 %
瀬瀬 順史	18,534 株	0.78 %
ベル投資事業有限責任組合	16,800 株	0.71 %
栗本 涉	16,288 株	0.69 %
片岡 詳子	12,800 株	0.54 %

(注) 持株比率は、自己株式 (3,376株) を控除して計算しております。また、小数点第3位を切り捨てて記載しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、取締役会長及び業務執行取締役を対象として、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主価値との連動性を高めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	16,995株	5名

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

氏 名	地位及び担当	重 要 な 兼 職 の 状 況
す ず き よ し ゆ き 鈴 木 義 幸	取締役会長	
こう けつ じゅん じ 瀬 瀬 順 史	代表取締役 社長執行役員	
い な が わ ゆう たらう 稲 川 由 太郎	取締役 副社長執行役員	
あ お き み ち こ 青 木 美 知子	取締役 常務執行役員	COACH A INTERNATIONAL INC. Director CEO COACH A (Thailand) Co., Ltd. 取締役 COACH U, INC. Director COACH A Americas, Inc. Director CEO COACH A Co., Ltd. (Shanghai) 董事
うち む ら そう 内 村 創	取締役 常務執行役員	
い と う まもる 伊 藤 守	取締役 ファウンダー	株式会社伊藤ホールディングス 代表取締役 株式会社ディスカヴァー・トゥエンティワン 取締役 株式会社ごきげん125 代表取締役

氏 名	地位及び担当	重 要 な 兼 職 の 状 況
かたおか しょうこ 片岡 詳子	取締役・監査等委員	株式会社ディ・アイ・システム 社外取締役監査等委員 プライムロード株式会社 社外監査役 KPPグループホールディングス株式会社 社外取締役監査等委員 大阪経済大学 評議員
かめざき ひでとし 亀崎 英敏	取締役・監査等委員 (社外取締役)	一般社団法人日本シュタットベルケネットワーク 監事
はなぶさ こういち 英 公一	取締役・監査等委員 (社外取締役)	英 公認会計士事務所 公認会計士 損害保険契約者保護機構 監事 株式会社エフエム東京 社外監査役

- (注) 1. 社内における情報収集と内部監査部門等との連携を強化し、監査機能の実効性を高めるため、片岡詳子氏を常勤の監査等委員として選任しております。
2. 取締役亀崎英敏氏及び英公一氏は、社外取締役であります。
3. 当社は、取締役亀崎英敏氏及び英公一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役片岡詳子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役英公一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役等との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を、同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役・執行役員・管理職従業員を被保険者とする会社役員等賠償責任保険契約（会社法第430条の3第1項に規定する内容の保険契約）を保険会社と締結しており、当該保険に係る保険料は取締役会における承認の上、会社負担としております。当該保険契約は、被保険者の業務上の行為に起因して損害賠償請求がなされた場合に、損害賠償金や訴訟費用等を填補するものであり、被保険者が法令違反を認識しながら行った場合等には適用対象外とすることにより、職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2022年10月24日開催の取締役会にて当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その内容は以下のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、下記の考え方にに基づき決定します。

- (1) 客観性・透明性を高めるため、明確な基準に基づく報酬制度とする。
- (2) 優秀な人材の定着、または新たな獲得のため、魅力のある報酬水準を目指す。
- (3) 持続的な成長を目指すため、短期のみならず中長期的業績を意識した報酬体系とする。
- (4) 企業価値・株主価値向上を重視した報酬体系とする。

2. 報酬水準の考え方

取締役の報酬水準については、外部コンサルタントからの客観的な報酬データ等を活用の上、類似の業種、同規模の企業の役員報酬水準をベンチマークとして設定し、当社の経営状況を鑑みて、報酬水準を設定します。

3. 報酬構成の概要

取締役の報酬は、以下のとおり、金銭報酬として、固定報酬としての基本報酬及び業績連動報酬、並びに、非金銭報酬としての株式報酬の3項目により構成します。なお、監査等委員である取締役の報酬は、経営の監督機能を十分に機能させるため、基本報酬のみで構成します。

(1) 金銭報酬

① 基本報酬

取締役の基本報酬は、固定報酬として、各取締役の職位と各執行役員の役位に基づき決定し、毎月支給します。

② 業績連動報酬

重要な経営指標である売上高・受注高・営業利益等を、業績連動報酬に対する指標として設定し、それらの目標達成度に基づき年間支給額を決定し、取締役会長及び執行役員を兼務する取締役に対して、翌事業年度の業績連動報酬として基本報酬と併せて分割して支給します。

(2) 非金銭報酬

取締役会長及び執行役員を兼務する取締役に対して、取締役の職位及び執行役員の役位に応じて、当社株式等を毎年付与します。

4. 各報酬の割合に関する決定方針

職位、役位、職責、他社の動向等を踏まえ、企業価値の持続的な向上に寄与するために最適な支給割合となるよう決定します。

5. 報酬の決定のプロセス

報酬の水準及び報酬額の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、具体的な報酬支給額については、全ての社外取締役が構成員に含まれる指名・報酬委員会における審議を経て、その答申をもって、取締役会で決定します。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等の総額は、2020年3月30日開催の第19期定時株主総会において、取締役（監査等委員である者を除く）の報酬額は年額300百万円以内、監査等委員である取締役の報酬額は年額50百万円以内とそれぞれ決議されており、決議時点において、これらの限度額に基づく報酬等の支給対象となる役員は、取締役（監査等委員である者を除く）4名、監査等委員である取締役3名であります。また、業務執行取締役の譲渡制限付株式報酬の限度額は、2023年3月30日開催の第22期定時株主総会において、年額30百万円以内と決議されています。決議時点において、限度額に基づく株式報酬等の支給対象となる業務執行取締役の員数は5名です。

③ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (監査等委員及び社外 取締役を除く)	170,487	150,826	3,234	16,427	7
監査等委員 (社外取締役を除く)	16,650	16,650	－	－	1
社外役員	12,000	12,000	－	－	2

- (注) 1. 業績連動報酬は、取締役会長及び業務執行取締役4名に対して業績に応じた金銭報酬を支給しております。取締役会長及び業務執行取締役は会社業績に全責任を負うことから、売上高・受注高・営業利益・親会社株主に帰属する当期純利益の4つを業績指標として設定しております。それぞれの目標達成度に基づき、業績指標を0～3.0の幅で係数化して、職位及び役位に応じた変動報酬標準額に係数をかけて、業績連動報酬を算出しております。当事業年度の業績連動報酬に係る業績指標は、前連結会計年度の売上高・受注高・営業利益・親会社株主に帰属する当期純利益であり、その実績は、売上高3,642,692千円、受注高3,652,873千円、営業利益155,242千円、親会社株主に帰属する当期純利益111,115千円であります。当該業績指標を選定した理由は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、当社の事業内容に照らし本業業績を端的に示すためであります。
2. 非金銭報酬は当社の譲渡制限付株式であり、取締役会長及び業務執行取締役4名に対して支給しております。譲渡制限付株式の付与のために支給される報酬は金銭債権とし、職位及び役位に応じて取締役会にて決定されております。取締役は支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとしております。支給時期についても取締役会にて決定され、1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として決議されております。企業価値の持続的な向上を図るため、譲渡制限期間は株式交付日から当該事業年度終了後3か月を経過した日、又は、取締役又は使用人その他これに準ずる地位を退任等した日のいずれか遅い日までの期間としております。当事業年度における交付状況は「2. 会社の株式に関する事項」に記載のとおりであります。

- ④ 個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
 取締役の個人別の報酬等の内容については、指名・報酬委員会が決定方針に従ったものであるかを審議し、同委員会の答申内容を尊重して取締役会で決議しているため、決定方針に従うものと判断しています。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
 各社外取締役の重要な兼職先と当社との間にはいずれも特別の関係はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
 各社外取締役と主要取引先等特定関係事業者との間にはいずれも特別の関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役 監査等委員	亀崎 英敏	当事業年度に開催された取締役会17回に全回出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、上場企業の経営者としての経験を活かした業務執行の監督と助言を行っております。 また、当事業年度に開催された監査等委員会13回に全回出席し、監査結果についての意見交換、監査方針に関する協議等を行っております。
社外取締役 監査等委員	英 公一	当事業年度に開催された取締役会17回に全回出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、公認会計士としての知見に基づく業務執行の監督と助言を行っております。 また、当事業年度に開催された監査等委員会13回に全回出席し、監査結果についての意見交換、監査方針に関する協議等を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,070千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,070千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容及び報酬見積りについて説明を受け、職務遂行状況が適切であるかについて検証を行った上で、監査報酬について同意しております。
3. 当社の子会社であるCOACH A Co., Ltd. (Shanghai)、COACH A (Thailand) Co., Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を経営の重要な施策の一つとして位置付けており、必要な内部留保を確保しつつ、安定的な利益還元を継続的にを行うことを基本方針としております。内部留保資金については、将来における企業成長と経営環境の変化に対応するための資源として利用していく予定であります。当社は、基準日を12月31日とする年1回の期末配当を基本方針とし、中間配当も実施することができる旨定款に定めております。また、会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款で定めております。

なお、剰余金の配当については、中期での投資計画、景気動向、キャッシュ・フローの状況などを総合的に勘案して決定することとしております。

連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,647,854	流 動 負 債	1,249,912
現 金 及 び 預 金	3,422,473	買 掛 金	74,454
売 掛 金	93,196	未 払 金	103,175
棚 卸 資 産	2,374	未 払 法 人 税 等	59,741
そ の 他	129,810	未 払 消 費 税 等	24,982
固 定 資 産	820,634	未 払 費 用	17,425
有 形 固 定 資 産	72,064	前 受 金	835,574
建 物 附 属 設 備	157,133	賞 与 引 当 金	122,095
減価償却累計額及び減損損失累計額	△91,922	そ の 他	12,463
建物附属設備（純額）	65,211	固 定 負 債	39,899
工 具、器 具 及 び 備 品	57,332	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,739
減価償却累計額及び減損損失累計額	△50,478	資 産 除 去 債 務	35,829
工具、器具及び備品（純額）	6,853	そ の 他	1,330
無 形 固 定 資 産	497,440	負 債 合 計	1,289,812
ソ フ ト ウ エ ア	159,345	(純 資 産 の 部)	
ソフトウェア仮勘定	338,022	株 主 資 本	3,122,151
そ の 他	72	資 本 金	617,038
投 資 そ の 他 の 資 産	251,130	資 本 剰 余 金	605,371
投 資 有 価 証 券	35,808	利 益 剰 余 金	1,899,814
保 険 積 立 金	11,744	自 己 株 式	△73
敷 金 及 び 保 証 金	115,733	その他の包括利益累計額	56,526
繰 延 税 金 資 産	71,800	その他有価証券評価差額金	21,782
そ の 他	16,043	為 替 換 算 調 整 勘 定	34,744
資 産 合 計	4,468,489	純 資 産 合 計	3,178,677
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,468,489

連結損益計算書

(2025年 1 月 1 日から)
(2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売 上 高			3,501,884
売 上 原 価			1,975,903
売 上 総 利 益			1,525,980
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			1,314,163
営 業 利 益			211,816
営 業 外 収 益			
受 取 利 息	3,230		
受 取 配 当 金	960		
物 品 売 却 益	1,461		
雑 収 入	2,487		8,138
営 業 外 費 用			
為 替 差 損	12,081		
租 税 公 課	4,950		
雑 損 失	787		17,819
経 常 利 益			202,135
特 別 損 失			
固 定 資 産 除 却 損	2,202		
事 業 構 造 改 善 費 用	25,668		27,870
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			174,265
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税	98,676		
法 人 税 等 調 整 額	△23,230		75,446
当 期 純 利 益			98,819
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			98,819

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,914,860	流 動 負 債	1,187,150
現 金 及 び 預 金	2,607,643	買 掛 金	85,980
売 掛 金	193,854	未 払 金	95,891
棚 卸 資 産	1,806	未 払 費 用	16,272
前 払 費 用	113,251	未 払 法 人 税 等	70,021
未 収 入 金	909	未 払 消 費 税 等	24,825
そ の 他	313	前 受 金	773,758
貸 倒 引 当 金	△2,918	賞 与 引 当 金	114,220
固 定 資 産	1,131,926	預 り 金	5,805
有 形 固 定 資 産	68,192	そ の 他	374
建 物 附 属 設 備	64,202	固 定 負 債	34,525
工 具、器 具 及 び 備 品	3,989	資 産 除 去 債 務	33,195
無 形 固 定 資 産	497,440	そ の 他	1,330
ソ フ ト ウ エ ア	159,345	負 債 合 計	1,221,676
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	338,022	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	72	株 主 資 本	2,803,328
投 資 そ の 他 の 資 産	566,293	資 本 金	617,038
投 資 有 価 証 券	35,808	資 本 剰 余 金	605,371
敷 金 及 び 保 証 金	111,450	資 本 準 備 金	533,694
関 係 会 社 株 式	321,169	そ の 他 資 本 剰 余 金	71,676
繰 延 税 金 資 産	70,077	利 益 剰 余 金	1,580,992
保 険 積 立 金	11,744	利 益 準 備 金	7,677
そ の 他	16,043	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,573,315
資 産 合 計	4,046,787	別 途 積 立 金	50,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,523,315
		自 己 株 式	△73
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	21,782
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	21,782
		純 資 産 合 計	2,825,110
		負債・純資産合計	4,046,787

損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上	高価		3,165,262
売上	原価		1,829,720
売上総利益			1,335,542
販売費及び一般管理費			1,151,233
営業利益			184,308
営業外収益			
受取利息		4,562	
受取配当金		960	
貸倒引当金戻入額		5,731	
雑品売却益		1,461	
雑収入		1,807	14,523
営業外費用			
為替差損		4,987	
租税公課		4,802	
雑損失		787	10,577
経常利益			188,254
特別損失			
関係会社株式評価損		30,000	
固定資産除却損		2,202	
事業構造改善費用		1,544	33,746
税引前当期純利益			154,508
法人税、住民税及び事業税		96,954	
法人税等調整額		△22,728	74,226
当期純利益			80,281

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月19日

株式会社コーチ・エィ
取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所
指 定 社 員 公認会計士 小 川 聡
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 菅 野 進
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社コーチ・エィの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コーチ・エィ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成する我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月19日

株式会社コーチ・エィ
取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所
指 定 社 員 公認会計士 小 川 聡
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 菅 野 進
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コーチ・エィの2025年1月1日から2025年12月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第25期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月19日

株式会社コーチ・エイ	監査等委員会
常勤監査等委員	片岡 詳子 ㊞
監査等委員	亀崎 英敏 ㊞
監査等委員	英 公一 ㊞

(注) 監査等委員亀崎英敏及び英公一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主への利益還元を経営の重要な施策の一つとして位置付けており、必要な内部留保を確保しつつ、安定的な利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。内部留保資金については、将来における企業成長と経営環境の変化に対応するための資源として利用していく予定であります。なお、剰余金の配当については、中期での投資計画、景気動向、キャッシュ・フローの状況などを総合的に勘案して決定することとしております。つきましては、第25期の剰余金配当（期末配当）は、上記方針に基づき検討した結果、以下のとおりといたしたく存じます。

○配当財産の種類	金銭
○配当財産の割当てに関する事項	当社普通株式1株につき金 20.00円
及びその総額	総額 47,266,920円
○剰余金の配当が効力を生じる日	2026年3月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、2026年2月10日付で開示いたしました「事業体制の変更に伴う子会社の設立並びに商号変更及び定款の一部変更に関するお知らせ」のとおり、2027年1月1日をもって持株会社体制へ移行する予定です。これにより、グループ全体の資本・人材・技術を最適に配分し、成長領域への投資判断を迅速化するとともに、事業会社の自律性と機動力を高め、収益力の一段の強化と企業価値の向上を図ります。

この移行に伴い、当社は持株会社として商号を「株式会社コーチ・エィホールディングス」へ変更いたします。これは、国内外で展開する当社グループの事業群を束ね、グループ経営の高度化を通じて企業価値を継続的に高める意思を明確に示すものです。

また、本議案では、当社グループが培ってきた強みと今後の成長機会を定款上明確に位置付けるため、システミック・コーチングによる組織変革支援、社内外（個人コーチ・企業内コーチを含む）のコーチ人材育成支援、ならびにリーダーシップ開発等の人事課題への貢献を目的とする研究開発を、中核事業として改めて明示いたします。さらに、昨今の生成AI（人工知能）の急速な社会実装を成長機会と捉え、AIコーチング事業の推進を含むAI関連の技術開発・研究開発を事業領域に加えることで、当社が蓄積してきた知見・データ・方法論と先端技術を融合し、提供価値の拡張とスケール化を通じて中長期の競争優位と収益基盤を強化する方針です。

以上の趣旨により、持株会社体制への移行に対応した商号変更および事業ドメインの再定義のため、現行定款第1条および第2条につき所要の変更を行い、株主の皆様へ当社グループの成長領域・投資方針・企業価値向上の道筋をより明瞭にお示しすることを目的としております。なお、第1条の商号変更の効力発生日については、移行準備の期間を確保するため、2027年1月1日といたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商 号)	(商 号)
第1条 当社は、株式会社コーチ・エィと称する。	第1条 当社は、株式会社コーチ・エィ <u>ホールディングス</u> と称する。
2 英文では、COACH A Co., Ltd. と表示する。	2 英 文 で は、COACH A <u>Holdings Co., Ltd.</u> と表示する。
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次に掲げる事業を営むとともに、次に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国におけるこれに相当するものを含む。）、その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を取得し、これを保有することにより、当該事業体の事業活動を支配及び管理し、並びにその経営の指導及び助言を行うことを目的とする。
(新設)	(1) システミック・コーチングによる対話型組織開発事業
(新設)	(2) コーチング人材の開発、研修、教育指導、プログラム運営及びこれらに関する資格・認定制度の企画運営
(新設)	(3) リーダーシップ開発、組織開発、コーチング等に関する調査、研究、分析及び評価
(1) 人材の職業適性能力開発のための研修・教育指導	(4) 人材の職業能力開発及びキャリア等形成支援のための研修、教育指導

現 行 定 款	変 更 案
<u>(2) 人材の職業適性能力開発のための教材及び機器の製作並びに販売</u>	<u>(5) 人材の職業能力開発及びキャリア等形成支援のための教材、機器、ツールその他商品の企画、製作、販売及び輸出入</u>
<u>(3) コンピュータと周辺機器並びにコンピュータソフトウェアの研究・開発・製作・販売・賃貸・保守</u>	<u>(6) コンピュータ及び周辺機器並びにソフトウェアの企画、研究、開発、製作、販売、賃貸、使用許諾、運用及び保守</u>
(現行定款 (8) より移動)	<u>(7) インターネットその他の情報通信ネットワーク及び関連システムの企画、設計、開発、運営、管理及び保守</u>
<u>(4) 上記各号についてのコンサルタント業務</u>	(削除)
(新設)	<u>(8) 人工知能、機械学習、データ解析その他情報技術に関する研究、企画、設計、開発、提供、運営、管理及び保守</u>
<u>(5) 講演会の企画</u>	<u>(9) 講演会、セミナー、イベント等の企画、開催、運営及び受託</u>
<u>(6) コンピュータシステム導入、運営に関する教育及びコンサルタント業務</u>	(削除)
<u>(7) 経営コンサルタント業務</u>	<u>(10) 経営コンサルティング及び経営支援サービスの提供</u>
<u>(8) インターネット等のコンピュータネットワークの企画・開発</u>	(変更案 (7) に移動)
<u>(9) コンピュータシステムの販売</u>	(削除)
<u>(10) セールスプロモーションの企画・立案</u>	<u>(11) セールスプロモーション、マーケティング及び広告宣伝に関する企画、立案、制作及び実施</u>

現 行 定 款	変 更 案
(11) コンテンツの企画、開発、制作、配信、販売、運営、管理及び保守	(12) コンテンツ（ <u>文章、音声、映像、プログラム、データ等を含む。</u> ）の企画、開発、制作、配信、販売、運営、管理及び保守
(12) 著作権、著作隣接権、 <u>産業財産権</u> その他の無体財産権の取得、利用、管理、譲渡、 <u>使用許諾業務</u>	(13) 著作権、著作隣接権、 <u>特許権、実用新案権、意匠権、商標権</u> その他の <u>知的財産権</u> の取得、 <u>保有、利用、管理、譲渡、実施許諾及びその仲介</u>
(13) <u>E C（電子商取引）</u> サイトの企画、制作、運営及び管理並びに通信販売業	(14) <u>電子商取引（EC）</u> サイトの企画、制作、運営及び管理並びに通信販売事業
(14) 出版事業	(15) 出版事業
(15) 情報処理サービス・ <u>情報提供サービス</u> 業	(16) 情報処理サービス <u>事業及び情報提供サービス事業</u>
(16) 労働者派遣事業	(17) 労働者派遣事業
(17) 有料職業紹介事業	(18) 有料職業紹介事業
(18) <u>上記各号に付随する一切の業務</u>	(19) <u>前各号に附帯又は関連する一切の事業</u>
(中略)	(中略)
第8章 附 則	第8章 附 則
(新設)	<u>(商号変更の時期)</u> <u>第48条 第1条の変更は、2027年1月1日に効力を発生し、その効力発生日をもって本条は削除する。</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く）6名が任期満了となります。つきましては、経営の意思決定を担う取締役会につき、より多角的かつ専門的な能力を高めるため、取締役（監査等委員である取締役を除く）7名の選任をお願いいたしたく存じます。その候補者は、以下のとおりです。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、すべての取締役候補者について適任であると判断しております。

◎再任

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	鈴木 義幸 (1967年11月11日生)	1991年 4 月 株式会社マッキンエリクソン博報堂（現株式会社マッキンエリクソン） 入社 1996年 7 月 株式会社アイ.ビー.ディー（株式会社イツ・ア・ビューティフル・デイに商号変更後、株式会社イトウ・ドット・コムに合併し解散） 入社 1997年10月 株式会社コーチ・トゥエンティワン 取締役副社長 2001年10月 当社 取締役副社長 2007年 1 月 当社 取締役社長 2018年 1 月 当社 代表取締役社長 2020年 1 月 当社 社長執行役員 2025年 1 月 当社 取締役 会長（現任） 2026年 4 月 第一生命保険株式会社 社外取締役（就任予定）	31,077株
【取締役候補者とした理由】 鈴木義幸氏は、当社設立後まもなく事業運営の中核を担い、2007年より社長として経営全般を担い、コーチングの一層の普及と社業の発展に尽力してまいりました。2025年1月に取締役会長に就任し、コーチングに対する深い専門知識と豊かな経験を以て、当社グループのブランド価値向上やコーチ人材の育成において重要な役割を果たしていくほか、コーポレート・ガバナンスの向上に寄与することを期待するものであります。			

◎再任

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
2	こうけつ じゅんじ 額 順 史 (1969年9月11日生)	1996年 9 月 株式会社代々木会計事務所 入社 2001年 9 月 株式会社リクルートコンピュータパブリシ ング(現株式会社リクルート) 入社 2009年 4 月 株式会社リクルート(現株式会社リクル ートホールディングス) 転籍 2012年10月 株式会社リクルートアドミニストレーショ ン(現株式会社リクルート) 転籍 2017年 3 月 当社 入社 2018年 1 月 当社 執行役員 2018年 4 月 COACH A (Hong Kong) Co., Ltd. 董事 2018年 4 月 COACH A (Thailand) Co., Ltd. 取締役 2019年 4 月 COACH A Inc. (米国法人) Secretary 2019年 4 月 COACH A Co., Ltd. (Shanghai) 監事 2019年10月 ASHA SAN INC. (現 COACH A INTERNATIONAL INC.) Secretary 2020年 1 月 COACH U, INC. Secretary 2020年 1 月 当社 執行役員CFO 2020年 1 月 当社 取締役 2023年 3 月 当社 専務執行役員CFO 2023年 5 月 COACH A Americas, Inc. Director CFO 2023年 9 月 COACH U, INC. Director Secretary CFO 2023年 9 月 COACH A INTERNATIONAL INC. Director Secretary CFO 2025年 1 月 当社 代表取締役 社長執行役員 (現任)	18,534株
【取締役候補者とした理由】 額順史氏は、2017年の入社以降、財務、会計やM&A等に関する高い専門性をもってコーポレー ト部門を統括してきたほか、当社の上場準備時より経営管理体制の構築・強化を図ってきており、 2025年1月に代表取締役 社長執行役員に就任しました。これらの経験と強みを活かし、さらなる事 業成長に向けてリーダーシップを発揮することを期待するものであります。			

◎再任

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
3	いながわ ゆうたろう 稲 川 由太郎 (1963年12月29日生)	1986年 4 月 大日本印刷株式会社 入社 1991年 7 月 HARLOW MEYER SAVAGE, INC. 入社 1994年 3 月 上田ハーロー株式会社（現株式会社外為ど っとコム） 出向 1997年 6 月 プラウドフットジャパン株式会社 入社 2002年 6 月 ニチモウ株式会社 入社 2003年 6 月 同 代表取締役 専務執行役員 2006年10月 春日居観光開発株式会社 専務取締役 支 配人 2007年11月 同 代表取締役社長 2011年 3 月 当社 入社 2011年 7 月 当社 執行役員 2012年 7 月 COACH A Co., Ltd. (Shanghai) 出 向 董事総経理 2019年 4 月 COACH A Co., Ltd. (Shanghai) 董事 2020年 1 月 当社 副社長執行役員（現任） 2020年 1 月 当社 取締役（現任）	11,062株
【取締役候補者とした理由】 稲川由太郎氏は、2012年より当社中国事業の責任者として手腕を発揮し、2020年より取締役 副 社長執行役員として、主に国内営業全般を統括してきました。コーチングに対する深い知見、専門知 識及び豊かな経験を有し、今後も国内の顧客拡大を期待するものであります。			

◎再任

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
4	あ お き み ち こ 青 木 美知子 (1968年9月1日生)	1994年 4 月 東京海上火災保険株式会社（現東京海上日 動火災保険株式会社） 入社 2002年 7 月 東京海上あんしん生命保険株式会社 出向 2006年12月 当社 入社 2012年 9 月 当社 執行役員 2017年 1 月 COACH A (Thailand) Co., Ltd. 取締役 (現任) 2021年 3 月 当社 取締役 (現任) 2022年 3 月 COACH U, INC. Director (現任) 2022年 4 月 菱洋エレクトロ株式会社 社外取締役 2023年 3 月 当社 常務執行役員 (現任) 2023年 5 月 COACH A Americas, Inc. Director CEO (現任) 2023年 9 月 COACH A INTERNATIONAL INC. Director 2025年 4 月 COACH A Co., Ltd. (Shanghai) 董事 (現任) 2025年 4 月 COACH A INTERNATIONAL INC. Director CEO (現任)	7,230株
【取締役候補者とした理由】 青木美知子氏は、2012年に執行役員に就任し、2017年より当社タイ事業の責任者として手腕を発揮し、2021年に取締役に就任しました。コーチングに対する深い知見、専門知識及び豊かな経験を有し、今後も新たな顧客の創出、グローバル市場の開拓を期待するものであります。			

◎再任

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
5	う ち む ら そ う 内 村 創 (1973年8月15日生)	1997年 9 月 日本アイ・ビー・エム株式会社 入社 2013年10月 当社 入社 2016年 1 月 当社 執行役員 2025年 3 月 当社 取締役 (現任) 2025年 4 月 当社 常務執行役員 (現任)	4,394株
【取締役候補者とした理由】 内村創氏は、2016年に執行役員に就任し、2025年に取締役に就任しました。当社においてマーケティング部門の立ち上げ及び新サービス開発を担い、また 国内外の営業推進・企画等、幅広い分野で手腕を発揮してきました。今後も国内外を問わず新規事業を含む弊社事業を推進していくことを期待するものであります。			

◎新任

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
6	よしもと たくお 吉 本 卓 雄 (1949年8月6日生)	1972年 4 月 東京海上火災保険株式会社（現東京海上日 動火災保険株式会社） 入社 1980年 6 月 スイスIMDビジネススクール卒業 MBA 1996年 5 月 東京海上火災保険株式会社 東京公務部長 2002年 6 月 東京海上火災保険株式会社 執行役員 個人 商品業務部長 2004年 6 月 東京海上火災保険株式会社 常務執行役員 中国四国本部長 2007年 6 月 東京海上日動火災保険株式会社 常務取締 役 2008年 6 月 東京海上日動火災保険株式会社 専務取締 役 2009年 6 月 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会 社 取締役社長兼CEO 2013年 7 月 当社 エグゼクティブ・ビジネス・パート ナー	—
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 吉本卓雄氏は、2013年から当社のアドバイザーとして、営業活動に関する助言及び営業ネットワー クの構築に貢献しており当社の事業および顧客基盤に精通しているため、今後の事業拡大に向けて営 業面を中心とした実効性のある助言を期待するものであります。			

◎新任

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
7	お ぎ き ひろゆき 尾 崎 弘 之 (1960年4月17日生)	1984年 4 月 野村證券株式会社入社 1993年 5 月 モルガン・スタンレー証券株式会社 入社 1993年12月 同社 ヴァイスプレジデント 1995年 9 月 ゴールドマン・サックス証券株式会社 入社 1998年12月 同社 投信執行役員 2001年 5 月 SBIホールディングス株式会社 入社 2004年 4 月 ディナベック株式会社 取締役 2005年 5 月 東京工科大学大学院教授 2012年 6 月 フジッコ株式会社 社外監査役 2015年 4 月 国立大学法人神戸大学大学院教授 2015年 6 月 デリカフーズホールディングス株式会社 社外取締役（現任） 2016年 5 月 株式会社ダイセキ環境ソリューション 社 外取締役 2020年 3 月 株式会社パワーソリューションズ 社外取 締役監査等委員（現任） 2022年 3 月 株式会社シマブンコーポレーション 社外 取締役（現任） 2025年 4 月 早稲田大学ビジネス・ファイナンス研究セ ンター研究院教授（現任）	—
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 尾崎弘之氏は、金融機関での経験とスタートアップ支援における豊富な実績を有し、現在は大学で教育・研究にも従事されています。新規事業の立ち上げや投資分野に関する知見が深く、当社が今後新規事業領域へのサービス拡大を進める上での貢献を期待するものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 吉本卓雄氏及び尾崎弘之氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、尾崎弘之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、選任が承認された場合は、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は、吉本卓雄氏及び尾崎弘之氏が社外取締役に選任され就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を、同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結する予定であります。
5. 当社は、当社及び子会社の取締役・執行役員・管理職従業員を被保険者とする会社役員等賠償責任保険契約（会社法第430条の3第1項に規定する内容の保険契約）を保険会社と締結しております。当該保険契約の概要は事業報告「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役3名が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたく存じます。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。その候補者は、以下のとおりです。

◎再任

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	かたおか しょうこ 片岡 詳子 (1968年6月26日生)	1998年4月 北野幸一法律事務所 入所 2000年4月 法律事務所DoSOLO! 設立（共同経営） 2001年10月 松下電器産業株式会社（現パナソニック株式会社） 入社 2007年11月 株式会社ファーストリテイリング 入社 2012年11月 株式会社ユー・エス・ジェイ（現合同会社ユー・エス・ジェイ） 入社 2018年1月 当社 入社 2019年12月 株式会社ディ・アイ・システム 社外取締役 2020年3月 当社 取締役監査等委員（現任） 2020年6月 大阪経済大学 評議員（現任） 2021年8月 プライムロード株式会社 社外監査役（現任） 2022年6月 国際紙パルプ商事株式会社（現KPPグループホールディングス株式会社）社外取締役監査等委員（現任） 2023年12月 株式会社ディ・アイ・システム 社外取締役監査等委員（現任）	12,800株
【監査等委員である取締役候補者とした理由】 片岡詳子氏は、弁護士として豊富な経験を積んでおり、法的事項の専門的な立場からの監督、助言等を当社監査に反映していただくことを期待して、監査等委員である取締役として適任と判断いたしました。			

◎再任

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
2	かめざき ひでとし 亀 崎 英 敏 (1943年4月1日生)	1966年 4 月 三菱商事株式会社 入社 1998年 3 月 株式会社日本ケアサプライ 社長 2000年 7 月 台湾三菱商事会社 社長 2002年 4 月 三菱商事株式会社 代表取締役常務執行役員 2005年 4 月 同社 代表取締役副社長執行役員 2007年 4 月 日本銀行 政策委員会審議委員 2012年 4 月 三菱商事株式会社 常勤顧問 2012年 5 月 APECビジネス諮問委員会 日本委員 2012年 6 月 一休株式会社 社外取締役 2015年 4 月 横浜国立大学経営協議会 学長選考会議・ 監察会議 委員 2016年 7 月 福岡県みやま市ふるさと観光大使 2017年 8 月 一般社団法人日本シュタットベルケネット ワーク 監事（現任） 2018年 3 月 当社 社外監査役 2020年 3 月 当社 社外取締役監査等委員（現任）	—
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 亀崎英敏氏は、過去に上場会社において代表取締役副社長執行役員を務めた経験を有しており、コーポレート・ガバナンスに関する豊富な知見を当社監査に反映していただくことを期待して、監査等委員である社外取締役として適任と判断いたしました。			

◎再任

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
3	はなぶさ こう いち 英 公 一 (1958年7月9日生)	1981年10月 アーンスト・アンド・ウィニー公認会計士 共同事務所（現EY新日本有限責任監査法 人） 入所 1997年 5 月 太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監 査法人） 社員 2003年 7 月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査 法人） 代表社員 2008年10月 同法人 金融部門長 2010年10月 同法人 常務理事 2012年 8 月 同法人 経営専務理事、監査業務本部長、 金融事業部長 2014年 7 月 同 法 人 理 事 長 及 び EY Global Japan Area Managing Partner 就任 2014年 7 月 損害保険契約者保護機構 監事（現任） 2016年 7 月 英 公認会計士事務所 公認会計士（現任） 2019年 7 月 株式会社T&K TOKA 社外取締役監査等委 員 2020年 3 月 当社 社外取締役監査等委員（現任） 2021年 6 月 株式会社エフエム東京 社外監査役（現任）	—
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 英公一氏は、公認会計士として豊富な経験を積んでおり、会計・財務に関する相当程度の知識・経 験を当社監査に反映していただくことを期待して、監査等委員である社外取締役として適任と判断い たしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 亀崎英敏氏及び英公一氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 亀崎英敏氏及び英公一氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結
の時をもって6年となります。
4. 当社は、取締役亀崎英敏氏及び英公一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同
取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合は、両氏を独立役員として同取引所に引き続き
届け出る予定であります。
5. 当社は、監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第
1項の損害賠償責任を、同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結しており
ます。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該契約を継続する予定であ
ります。

6. 当社は、当社及び子会社の取締役・執行役員・管理職従業員を被保険者とする会社役員等賠償責任保険契約（会社法第430条の3第1項に規定する内容の保険契約）を保険会社と締結しております。当該保険契約の概要は事業報告「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 英公一氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、同氏の「監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割」の記載のとおり、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

(参考) 当社の取締役 スキルマトリックス

第3号及び第4号議案の承認が得られた場合の取締役のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

○求める知識・知見のバックグラウンドとなる経験 ●その中で主に期待の度合いが高いもの

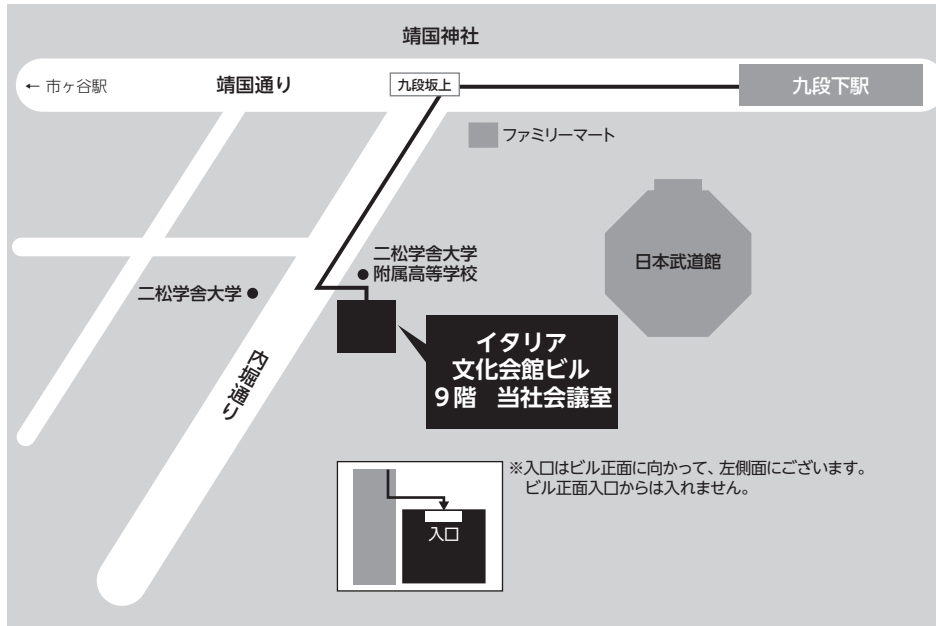
氏名	職位	企業経営	業界知識 コーチング	営業 マーケティング	グローバル ビジネス	人材開発	コンプライアンス 内部統制	財務会計
鈴木 義幸	取締役 会長	○	●			●	○	
瀬瀬 順史	代表取締役	●		○		○	○	○
稲川 由太郎	取締役	○	○	●		○		
青木 美知子	取締役	○	○	○	●			
内村 創	取締役	○	○	●	○			
吉本 卓雄	社外取締役	○	●	○		○	○	
尾崎 弘之	社外取締役	●			○		○	●
片岡 詳子	取締役 監査等委員	○					●	
亀崎 英敏	社外取締役 監査等委員	●			○		○	
英 公一	社外取締役 監査等委員	○					○	●

以上

株主総会会場ご案内図

場所：東京都千代田区九段南二丁目 1 番30号
イタリア文化会館ビル 9階 当社会議室

電話：03-3237-7891



交通
ご案内

東京メトロ東西線
東京メトロ半蔵門線 『九段下駅』(2番出口) → 徒歩10分
都 営 新 宿 線

株主総会にご出席の株主様へのお土産をご用意しておりません。
又、株主様用の駐車場もご用意しておりません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。